

## 決定書

異議申出人

(住所) 岡山県和気郡和気町

(氏名) 西中 純一

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年4月8日付けで提起された同年4月5日執行の和気町議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、和気町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主文

本件選挙において、山下満を当選人と決定した当該選挙会の決定を取り消し、山下満の当選を無効とする。

### 本件異議申出の趣旨及び理由の要旨

#### 1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人山下満（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

#### 2 理由の要旨

町議会議員の選挙権は「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」が有するとされており（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項）、町議会議員の被選挙権は「その選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が有するとされている（法第10条第1項第5号）。

しかし、当選人が当委員会に届けている「和気町」は生活の本拠ではなく、当選人は法第9条第2項の「引き続き3箇月以上市町村の当該区域内に住所を有する者」という要件を満たさず、被選挙権を有しないため、当選人とはなり得ない。

## 決定の理由

当委員会は、本件異議申出について、形式的要件を審理した結果、申出書の要件を満たしていることから、これを受理した。

審理にあたっては関係法令にしたがい、当選人の証人尋問、口頭意見陳述、提出された証拠物及び法第 216 条第 1 項の規定により準用する行政不服審査法第 33 条に基づき職権で得た資料に基づき慎重に行った。

### 1 住所認定の解釈

市町村の議会の議員について被選挙権を有するためには、「その選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のもの」である必要があると規定され（法第 10 条第 1 項第 5 号）、被選挙権を有するための要件として選挙権を有することが必要とされているところ、選挙権を有するためには、「日本国民たる年齢 18 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが必要である（法第 9 条第 2 項）。

本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたものであることから、当委員会は、本件選挙の被選挙権の要件のうち、当選人が、引き続き 3 箇月以上本町の区域内に住所を有する者に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き 3 箇月以上」の期間計算については、民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3 箇月目において起算日に応答する日の前日に 3 箇月に達すると解されている。本件について言えば、令和 8 年 1 月 5 日から本件選挙の執行日である同年 4 月 5 日までの間（以下「本件期間」という。）、引き続き本町内に住所を有することが必要となる。

「住所」とは、民法第 22 条の住所と同義であり、同条において「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は 1 人につき 1 箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和 23 年 12 月 18 日最高裁判決）とされている。

その意義について判例に照らすと、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきではない」（昭和 35 年 3 月 22 日最高裁判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、ま



(7) 現住所地に係る賃貸借契約

当選人を借主として、令和8年2月14日から同年4月14日までの2か月間、賃貸料1か月■■■■円で住宅の賃貸借契約を結んでいる。また、令和8年4月15日から令和9年4月15日までの12か月間、賃貸料1か月■■■■円で住宅の賃貸借契約を結んでいる。

(8) 現住所地の物件情報

台所、トイレ、コンロなどの生活設備は完備されている。電気代金については、家賃の中に含まれているので当選人が直接契約をしておらず、支払もしていない。水道料金について、使用名義人は貸主のままではあるが、貸主に使用量を支払っていると当選人が当初述べたが、令和8年5月12日に同じ質問をしたところ、電気代金と同様に家賃の中に含まれているので当選人は支払いをしていないと内容を変更している。

(9) 現住所地での生活状況

転居時期については、選挙準備等に専念していたため正確な日時まで記憶していないし記録もない。転居後は主に現住所地に居住していたが、前々住所地に帰宅することもあった。寝具などの生活用品は搬入している。入浴については、毎日入浴していた訳ではなく、知人Aなどの複数の知人の居宅で入浴をしていた。食事については、弁当、カップめん、外食、知人宅での会食で対応していたが領収書等は取っていない。洗濯については、知人宅やクリーニング店を利用したが、これについても領収書等はない。トイレについては、時々自宅のトイレを使用したか、自宅から徒歩2～3分にある事務所のトイレを使用していた。自宅のトイレは古く使用し難い状況であったため、選挙期日以降に交換している。選挙準備期間や本件選挙期間中、家には寝るためだけに帰る状況であった。

(10) 郵便物の受け取り

郵便物については、前住所地にも現住所地にもポストを設置しており、当初、前住所地に送付されていたが、郵便局の方の配慮により事務所へ送付されるようになった。現在は郵便局への転居届（前住所地から現住所地）を提出しているため、現住所地に送付されている。

(11) 個人番号カードの住所変更

当選人の個人番号カードは、令和7年12月11日付けで前住所地へ、令和8年3月12日付けで現住所への住所変更がなされている。

(12) 運転免許証の住所変更

当選人の運転免許証の住所は前々住所地であった。

(13) 事務所の設置時期

正確な時期は不明だが、年明け頃から設置していた。

(14) 事務所の設備

事務所はコンテナ型であるが、電気、水道、エアコン、ストーブを完備している。水道については、隣のB氏の水道管から分岐しており、B氏との取り決めで月■■■■円をB氏に支払っている。

3 知人Cから聴取した事項

当選人の証言にあった、本町へ転入当初から現住所地に転居するまでの間、知人Aの居宅の離れに居住していた事について、知人Aから聴取する事が困難であったため、知人Aの親族である知人Cから聴取した。当選人の居住状況については、知人Aの居宅の離れに数回程度寝泊りしていたと証言している。

4 当委員会が認定した事実等

当委員会が当選人から提出された証拠書類及び職権で収集した証拠書類等からは、次の事実が認められる。

(1) 本町に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和7年12月11日を転入日として、前々住所地から、本町の前住所地に単身で転入した旨、同日付けで転入届を届け出ている。その後、令和8年3月1日を転居日として、現住所地に単身で転居した旨、同日付けで転居届を届け出ている。

(2) 現住所地に係る賃貸借契約

当選人は、当選人を借主として、令和8年2月14日から令和8年4月14日までの2か月間（その後、令和8年4月15日から令和9年4月15日までの12か月間で更新）、賃貸料1か月■■■■円で住宅の賃貸借契約を結んでいる。

(3) 選挙人名簿への登録

当選人は、本件選挙の執行に伴う選挙人名簿への登録に際し、登録基準日（令和8年3月30日）に法第22条第2項の規定に基づき、選挙人名簿に登録されたものである。

(4) 現住所地における不動産賃貸、光熱水費等の契約名義は、次のとおりである。

契約項目	契約名義人
不動産賃貸	当選人
電気	貸主（家賃に含む。）
水道	貸主
ガス	当選人

(5) 現住所地における電気、水道及びガスの使用状況

ア 電気使用量

使用期間	使用量(kwh)
令和7年11月	1
令和7年12月	8
令和8年1月	2
令和8年2月	6
令和8年3月	18
令和8年4月	37

当選人から電気料金に関する領収書等の提出がなかったため、職権で調査した結果、令和8年3月分から徐々に使用量が増加した。

なお、使用名義人及び料金の支払い者は共に貸主である。

イ 水道使用量

使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )
令和7年度12月・1月	0
令和7年度2月・3月	0

当選人から、提出された資料によると、前回指示数及び今回指示数ともに0 m<sup>3</sup>であり、使用水量も0 m<sup>3</sup>であった。そのため、職権で水道使用量の調査を行った。なお、提出された資料及び職権調査により使用名義人は貸主である。

ウ ガス使用量

当選人から提出のあった請求書及び領収書並びにガス会社への聴取により、居宅に令和8年2月14日に仮設ガス給湯器及びLPガス(20 kg×2本)を設置した。

(6) 前々住所地における水道使用状況

使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )
令和7年8月3日～同年10月2日	39
令和7年10月3日～同年12月2日	38
令和7年12月3日～令和8年2月2日	41
令和8年2月3日～同年4月2日	37

前々住所地における水道使用状況を職権で調査した結果、当選人が本町に移転した前後で使用量に増減がない。

なお、使用名義人は当選人であり、支払いは口座振替をしている。

(7) 事務所における電気使用状況

使用期間	料金(円)
令和8年3月	907
令和8年4月	1,605

当選人から、事務所における電気の使用に係る領収書が提出されたが、一つは令和8年3月分及び4月分で赤磐市にある建築会社から発行されたもの、もう一つは令和8年4月分で電力株式会社から発行されたものであった。なお、令和8年4月分の領収書は両会社から発行されており、2つとも同じ料金であった。

#### (8) 事務所の設置時期

岡山県選挙管理委員会事務局に提出された政治団体設立届によると、当選人は、令和8年1月7日に山下みつる後援会を組織している。

### 5 当委員会の判断

以上を踏まえ、本件期間の間、当選人の住所がいずれであったか判断し、当選人が「引き続き3箇月以上和気町の区域内に住所を有する者」であったかについても判断する。

#### (1) 居住実態の判断基準

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、排せつなどの行為がある。

そのため、これらの行為をするためには、当該場所において水道、電気、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなく、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

#### (2) 各場所における居住実態の検討

##### ア 事務所の設置時期について

岡山県選挙管理委員会事務局に提出された政治団体設立届によると、当選人は、令和8年1月7日に山下みつる後援会を組織している。これは、事務所の設置時期について当選人が証言した「正確な時期は不明だが、年明け頃から設置していた。」という内容とおおむね一致している。したがって、事務所の設置は令和8年1月7日以降と認められる。

##### イ 水道の使用量について

現住所地での水道の使用量は、本件期間を含む検針日である令和8年3月29日までは0 m<sup>3</sup>となっている。当選人は、「居宅では寝るのみで、入浴については、毎日入浴していた訳ではなく、知人Aなどの複数の知人の居宅で入

浴をしていた。食事については、弁当、カップめん、外食、知人宅での会食で対応していた。洗濯については、知人宅やクリーニング店を利用した。トイレについては、時々自宅のトイレを使用した。自宅から徒歩2～3分にある事務所のトイレを使用していた」と主張しているが、生活の本拠としているはずの現住所地において全く入浴、洗濯、トイレをしないということは極めて不自然であるから、当選人の主張は水道の使用量が全くないことに対する合理的な説明にはなっていない。仮に当選人の主張をすべて認めたとしても、現住所地で就寝している以上、起床後・就寝前のトイレ使用、口腔衛生(歯磨き、洗面)、飲料水の摂取は通常不可避であり、水道使用量が完全に0 m<sup>3</sup>であることは、現住所地に生活の本拠としての居住実態がなかったことを強く示唆するものである。

また、当選人の「前住所地には住民登録していたものの、物件は居住できる状態ではなかったため生活用品の搬入は行っておらず居住もしていない。実際には、前々住所地、知人Aの居宅の離れ(本町内)、事務所に居住していた。」の証言に関する事実確認として、事務所での水道の使用状況を確認した。当選人に事務所のトイレの状態を確認したところ、公共枴がなかったため、仮設トイレを設置し、汲み取りを行ったと証言している。仮設トイレの設置時期については、正確な日付は覚えておらず、事実を認証できる書類もないと当選人は証言したが、当選人から提出された作業報告書により、令和8年5月12日に汲み取り作業を行ったことは確認できた。提出された作業報告書と当選人からの証言により、汲み取り作業はこの1回のみであるが、1人暮らしの場合の平均的な汲み取り回数と乖離はしていない。また、水道料金については、「隣接のB氏の水道管から分岐しており、B氏との取り決めで月■■■■円をB氏に支払っている。」と証言している。これは、B氏の水道管から分岐した所にメーターを設置していないため、実際の使用水量を明確にすることが出来ないためとのことである。このことから、事務所における水道の使用状況については住所を判断する材料とは言い難い。

さらに、前々住所地における水道の使用状況を確認したところ、当選人が本町に移転する前後で使用量の減少がみられなかった。当選人が証言したとおり、前々住所地に帰宅することがあったとしても、生活の本拠を本町内のいずれかに移したのであれば、移転後は使用量が減ってしかるべきであるが、使用量が、令和7年8月3日～10月2日 39 m<sup>3</sup>、10月3日～12月2日 38 m<sup>3</sup>、12月3日～令和8年2月2日 41 m<sup>3</sup>、2月3日～4月2日 37 m<sup>3</sup>と、おおむね横ばいである点は不自然である。

#### ウ 電気の使用量について

現住所地での電気の使用量は、令和7年11月1 kWh、12月8 kWh、令和8

年1月2kWh、2月6kWh、3月18kWh、4月37kWhと推移している。東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、一人世帯の1箇月あたりの平均使用量は219kWhであり、これと比較すると当選人の使用状況は著しく少なく、居住実態がなかったことを強く示唆する。

令和8年3月以降の使用量増加(3月18kWh、4月37kWh)は、選挙期日が近づくにつれて現住所地での滞在時間が増加したことを推認させるものであるが、これでも一人世帯平均の20%未満にとどまり、なお生活の本拠としての日常的使用とは認めがたい。

事務所における電気の使用状況については、当選人から領収書が提出されたが、2種類あり、一つは令和8年3月分及び4月分で赤磐市にある建築会社から発行されたもの、もう一つは令和8年4月分で電力株式会社から発行されたものであった。令和8年4月の領収書が2種類あることについて考察すると、建物が建築中で令和8年4月に完成したものであれば、建物の引き渡し前後で名義人の変更が行われることは不自然ではないが、建物は令和8年1月に設置され、当選人が事務所でも寝ていた等の証言とは矛盾する。また、事務所はコンテナ式であったため、選挙後に建築事務所に返還したのであれば、名義人が4月に変更されていても不自然ではないが、その場合、当選人が返還後の電気代を支払い、領収書が発行されていることは不可解である。また、2つの領収書で金額が同額であることについて、通常では起こりにくいだが、電力株式会社から請求されたものを建築会社が立て替え払いをし、その後、その分について当選人に請求をしたのであれば理解できる。ただし、提出された書類はどちらも料金のみ記載であり、使用状況については確認できなかったが、本件選挙の告示日が令和8年3月31日であり、日中に全く使用せず夜のみ使用していたとは考えられないこと、支払代金から、令和8年3月分の料金は一般的に、時折、短期間のみ使用していたとしか考えられないことから、夜寝泊りするのにはほぼ電気を使用していないと理解する。さらに、当選人が前住所地に住民登録があった時期について、「事務所に居住していた。」という証言を立証するため、当選人に令和7年12月から令和8年2月における使用状況がわかるものや領収書等の提出を求めたが、破棄しているため提出できるものはないと回答があった。このことから、この時期において事務所での電気の使用状況の事実を確認する物証はない。

#### エ ガスの使用量について

現住所地でのガスの使用量については、当選人から提出のあった請求書及び領収書、また、ガス会社への聴取により、居宅に令和8年2月14日に仮設ガス給湯器及びLPガス(20kg×2本)を設置したことが確認できた。

これは、令和8年2月14日以前は現住所地に給湯設備自体が存在しな

ったことを意味し、すなわち同日以前に当選人が現住所地で入浴したことはあり得ないことになる。当選人自身も入浴は知人等の居宅で行っていたと主張しており、この点と整合する。

LP ガス(20kg×2本)の使用量については、令和8年2月14日の設置から本件選挙期日(同年4月5日)までの間にボンベ交換がなされていないことから、実使用量はごく僅かであったと推認される。

(3)(2)により、当選人の住所について判断する。

ア 前住所地について検討する。

当選人自身、前住所地には住民登録していたものの、前住所地の物件は、傷みが酷く、床も抜けていたため居住できる状態ではなく、居住もしていないと当初証言しているから、前住所地に生活の本拠を置いていなかったと認められる。

他方、2回目の聴取では、住民登録した当初のみ寝袋で寝ていたと証言を変遷させているものの、仮にそれが事実であったとしても、当選人は前住所地に生活の本拠を置いていたとまではいえない。

イ 知人Aの居宅の離れ(本町内)について検討する。

当選人が前住所地に住民登録していた間、知人Aの居宅の離れ(本町内)等に居住していたと証言しているが、この住所における当選人が名義人となっているものがある等の客観的要素の物証はなく、住民登録をしていた等の主観的要素もない。

また、知人Aの親族である知人Cの申述によると、当選人は知人Aの居宅の離れに数回程度寝泊りしていたとのことであり、これは一時的な滞在地としての利用に過ぎず、生活の本拠たる実態はないと考える。

ウ 事務所について検討する。

岡山県選挙管理委員会事務局に提出された政治団体設立届の組織日と当選人が証言した設置日の内容とがおおむね一致していることから、当選人の事務所の設置は、令和8年1月7日以降と考えられる。

客観的要素として、水道は住所を判断する材料とは言い難いこと、また、ガスについては設置等が判断できる申述も物証も一切ないことから、電気について判断材料とする。事務所における電気の契約は、当選人名義となっているが、当選人が自ら提出した領収書等によると、令和8年3月分の料金は一般的に、時折、短期間のみ使用していたとしか考えられず、また、令和7年12月から令和8年2月における使用状況がわかる領収書等の物証はない。

以上のことから考えると、当該地における居住は断続的かつ一時的なものだと捉えるのが自然であり、生活の本拠たる実態はないと考えられる。

エ 現住所地について検討する。

当選人は、現住所地での居住について、「転居後は主に現住所地に居住していたが、前々住所地に帰宅することもあった。」と証言していることから、転居後の住所が現住所地または前々住所地のいずれにあったのかを判断する。

現住所地の居住時期については、当選人を借主として、令和8年2月14日から令和8年4月14日までの2か月間、賃貸料1か月■■■■円で住宅の賃貸借契約を結んでいること（その後、令和8年4月15日から令和9年4月15日までの12か月間で更新）、令和8年2月14日に仮設ガス給湯器及びLPガス（20kg×2本）を設置していることから、早くとも令和8年2月14日以降からであると言える。

客観的要素として、現住所地における不動産賃貸借契約は当選人名義であり、電気及び水道の契約は、貸主名義となっており、ガスの契約は当選人名義となっている。また、郵便局には現住所地への転送届をしている。さらに、当選人の個人番号カードは、令和7年12月11日付けで前住所地へ、令和8年3月12日付けで現住所地への住所変更がなされているが、運転免許証については前々住所のままである。運転免許証の住所変更については、本人確認書類等の提示を求められたら個人番号カードを利用しており、来年更新となっているため、更新の時に住所変更する予定であった、と当選人が申述している。

しかし、光熱水の使用状況を見れば、電気については、前記5（2）ウのとおり、仮に夜間に帰宅して寝泊りするだけというライフスタイルであっても令和8年3月以前は生活の本拠があったとは考えられない。

水道については、本件期間中のうち、検針日である令和8年3月29日までは使用量は全くなかった。水道の使用状況について言えば、「入浴については、毎日入浴していた訳ではなく、知人Aなどの複数の知人の居宅で入浴をしていた。食事については、弁当、カップめん、外食、知人宅での会食で対応していた。洗濯については、知人宅やクリーニング店を利用した。トイレについては、時々自宅のトイレを使用した。自宅から徒歩2～3分にある事務所のトイレを使用していた。」という当選人の証言を否定する明確な証拠はないが、生活の本拠において、全く入浴、洗濯、トイレをしないということは不自然というほかなく、使用量が全くないことは生活の実態がなかったと考えるのが自然である。

さらに、ガスについては、当選人から提出のあった請求書及び領収書、また、ガス会社への聴取により、居宅に令和8年2月14日に仮設ガス給湯器及びLPガス（20kg×2本）を設置しているが、仮設ガス給湯器については一時的なレンタルであったため令和8年3月27日以降に撤去し、現在はメ

ーターのものとなっている。LPガス（20 kg×2本）については使用量が少なかったため、そのままメーターのものに再度取り付けているが、使用量がどの程度であったかについては不明瞭であった。そのため、ガスの使用量をもって、生活の本拠の有無を判断することはできない。

以上の3つの状況と住民異動届の転居日を総合的に考えると、少なくとも令和8年3月12日より前において、現住所地は生活の本拠ではなかったと考える。

オ 前々住所地について検討する。

当選人の証言によると、当選人の妻は、現在も前々住所地に居住しており、当選人の住所移転の主な目的は、本件選挙に立候補するため、前々住所地には、本町に転入後も週2～3日程度は帰宅している。この週2～3日程度の帰宅については、立ち寄ったものと、現に起臥していたものの両方であるが、どちらもどの程度であったかは、当選人は覚えていない。そのため、客観的な証拠を得るため、前々住所地における水道の使用状況が、本町への移転前後で変化があったのかどうか職権で調査したが、移転前後での使用量はおおむね横ばいであることから、当選人は、引き続き前々住所地を生活の本拠としていた蓋然性が高い。

## 6 結論

したがって、当選人が本町に住民登録があった令和7年12月11日から令和8年3月11日までの間、当選人、住民登録及びこれに連動する手続き以外には当選人が本町に住んでいたことを裏付ける証拠があるとは言えず、実際には居住実態がなかったものと認められるから、当選人は、令和8年3月30日の登録基準日において引き続き3箇月以上和気町に住所を有しておらず、本件選挙の被選挙権たる資格を有しないにもかかわらず本件選挙に立候補し、当選したものであるため、当選人の当選は無効であるというべきである。

よって、主文のとおり決定する。

令和8年6月1日

和気町選挙管理委員会  
委員長 花澤 稔

## 教 示

この決定に不服がある者は、公職選挙法第 206 条第 2 項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は同法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で岡山県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。